

会報

宮崎県建設業協会機関誌

Monthly Association
Construction
Industry NEWS



一般社団法人

宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798



2016.

12

DECEMBER

No.506

就業体験

[平成27年11月18日(水)~20日(金)]

延岡工業高等学校 土木科 2年 31名

目 次 CONTENTS

●平成28年12月の行事予定	1
●県協会HP掲載項目案内（11月分）	2
●会員の異動状況	2
●宮崎県建設業協会員数の推移	2
●宮崎県建設業協会	
1. 地域懇談会・定例懇談会を開催	3
2. 平成28年度第7回常務理事会を開催	4
3. 第7回宮崎県県土整備部と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会を開催	6
4. 建設人材育成・確保支援事業 出前講座・現場見学会を実施	8
5. 建設人材育成・確保支援事業 建設技術フェアを実施	12
6. 公共事業労務費調査（H28.10月調査）最終対策説明会を開催	13
7. 平成28年度テレビCM放送のご案内	13
8. 宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業の第2回集合研修を開催しました	14
●雇用改善コーナー	
1. 平成28年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の就職・採用活動に係る取扱等について	15
2. 平成29年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について	16
3. 公正な募集・採用のため自社の採用基準や選考方法を確認しましょう	18
●事業協同組合	
下請セーフティネット債務保証制度について	19
●技士会	
1. 「監理技術者講習」について	21
2. 第21回土木施工管理技術論文・技術報告募集のお知らせ	21
●建退共	
1. 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識(現場シール)について	22
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（10月分）	22
●建災防	
1. 平成28年度建設業年末年始労働災害防止強調期間について	23
2. 平成28年度宮崎県産業安全衛生大会が開催されました	24
3. 雇用保険の適用拡大に係る広報について	25
●火薬協会	
1. 平成28年度火薬類保安検査及び武器等製造販売保安検査について	26
2. 火薬関係講習会の日程について	27
●保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（10月分）	28
2. 中間前払金制度のご案内	29

平成 28 年 12 月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	木			
2	金	全国建設青年会議 会長会議及び全国大会（東京）	小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転の業務に係る特別教育（清武 3日まで） 県下一斉木造建築現場パトロール	
3	土			
4	日			
5	月			
6	火	九建協 総務・経理担当職員研修会（熊本）	足場組立て等作業主任者技能講習（清武 7日まで）	
7	水			
8	木		基金清算人会	
9	金		ローラー運転業務特別教育（清武 10日まで）	
10	土			
11	日			
12	月			
13	火	県協会常務理事会・県との意見交換会		
14	水			
15	木	全国技士会実務担当者合同会議（東京） 地域・定例懇談会総括意見交換会（東京）	災防団体連絡協議会（宮崎）	火薬保安講習会（宮崎）
16	金		車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習（延岡 17日まで）	
17	土			
18	日			
19	月			
20	火	宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業の集合研修（建設業新人研修Ⅲ）		
21	水			
22	木			
23	金	天皇誕生日	天皇誕生日	天皇誕生日
24	土			
25	日			
26	月			
27	火			
28	水			
29	木			
30	金			
31	土			

県協会 HP 掲載項目案内 (11 月分)

【ホームページ】

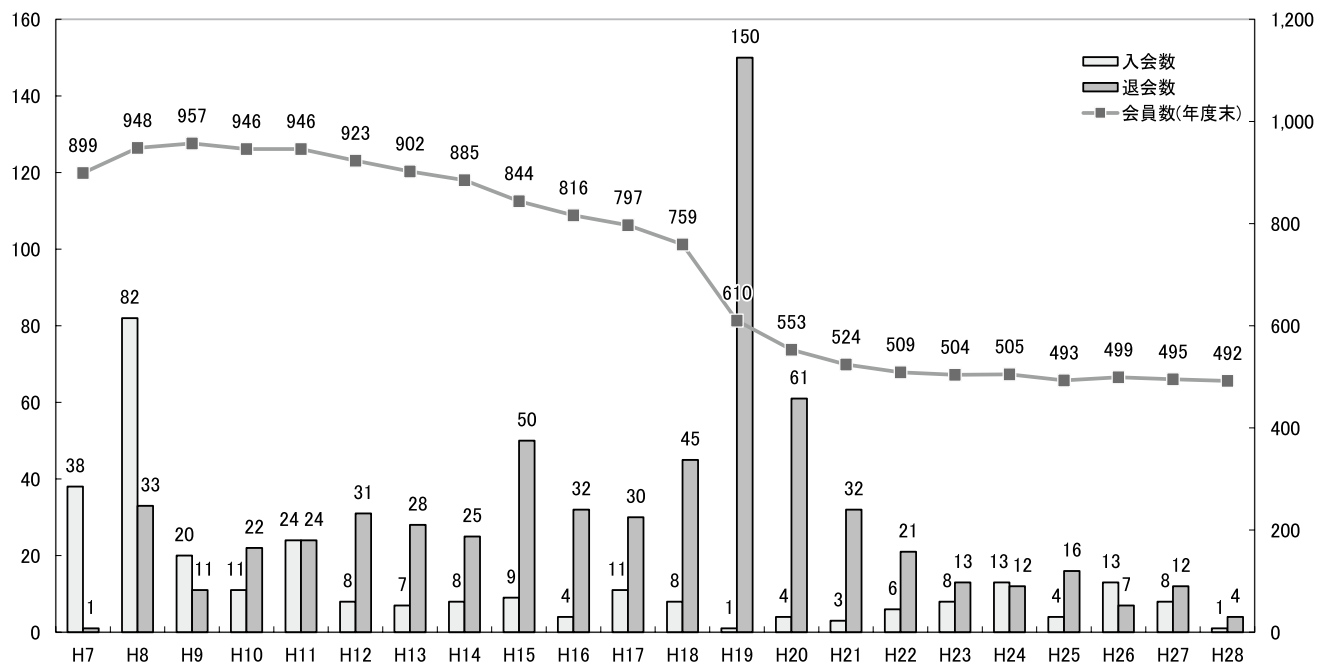
項 目	所 管	形 式
【H29.1.17-19 開催】 平成 28 年度（下期）2 級経理士「受験準備講座」の開催案内	宮 崎 県 建 設 業 協 会	PDF
28.11 入札契約・工事管理等に関する改善と今後の新たな取組みについて	NEXCO 西 日 本	html
「宮崎県住生活基本計画」改定素案に対する意見募集について (12/8 まで)	宮 崎 県	

会員の異動状況

28 年度【代表者、組織、所在地等】

地 区 名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
延 岡	(株) 大 喜 建 設	代 表 者	吉 本 哲	吉 本 秀太郎

宮崎県建設業協会員数の推移



年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495
入 会 数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	8	1
退 会 数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	7	12	4
年 度 末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	492

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退（68社脱退）、H28はH28.11.30現在

宮崎県建設業協会

1. 平成28年度地域懇談会及び第94回定例懇談会開催される

去る11月8日に、九州建設業協会（九州7県建設業協会、沖縄県協会）は、九州各県持ち回りの地域懇談会・定例懇談会をそれぞれ宮崎市（至宮崎観光ホテル）で開催した。

まず始めに、全国建設業協会主催で、九州各県建設業協会正・副会長等と国土交通本省・内閣府沖縄総合事務局並びに九州地方整備局との地域懇談会が行われた。

地域懇談会終了後引き続き、定例懇談会が行われ、地域懇談会のメンバーに九州各県並びに政令指定都市の土木部幹部が加わったメンバーで会議が行われた。



平成28年度第94回定例懇談会

定例懇談会の議題は、九州建設業協会から、3議題提案され、公共インフラの品質や担い手の確保など建設業が抱える諸課題を解決し、持続的、安定的に発展していくには適正な利潤の確保が不可欠であるとの認識で一致した。

議題① 「入札時積算数量書活用方式」の本格的な導入について

議題② 地域の安全安心の担い手である中小建設事業者の育成について

議題③ 建設産業の担い手の確保・育成に向けた取り組みについて

(1) 各県・政令市における取り組みについて

- ・低入札価格調査基準、最低制限価格の引き上げ
- ・発注や施工時期の平準化
- ・週休2日制の実現に向けた取り組み

(2) 国土交通省における取り組みについて

- ・設計労務単価及び諸経費の更なる引き上げ並びに労務費調査のあり方について

最後に、九州建設業協会として次の3項目を九州の総意として決議が採択され、全国建設業協会へ政府・与党に向けた積極果敢な働きかけを強く要望して定例懇談会は終了した。

決 議

- 一、国土強靱化基本計画に基づく公共事業予算の持続的な増額確保と公共投資の減少が著しい九州沖縄地方への重点配分
- 一、改正品確法の基本理念である適正利潤を確保し、一層の経営基盤の強化を図るため、低入札調査基準価格の引き上げなど追加的支援措置の策定
- 一、急激な物価・人件費等の高騰に迅速に対処できる実効性のある方策の確立、並びに、「労務費」の更なる引き上げ

2. 平成28年度第7回常務理事会を開催

平成28年11月14日（月）午後1時5分、宮崎県建設会館2階「委員会室」において、樫村事務局長が定足数（13／13名：会成立）の報告をして開会を宣した。

開会にあたり山崎会長より「平成28年度第2次補正予算については、330数億円であった。加えて、災害関連で約50億円が計上されるので、約400億円の予算が計上される見込みである。このことから、国・県等にお礼訪問を行った。また、11月8日に開催された地域懇談会・定例懇談会では、社会資本整備の着実な推進や公共事業予算の重点配分、最低制限価格の見直しについて要望した。芳ノ元トンネル工事では、ゼネコンとのJVという初めての取組みであったが、それが評価されて、宮崎、大分、長崎の3県で新たに挑戦できる機会をいただいた。熊本県等の災害関連で、技術者や下請けが確保しにくい状況であるが、できるだけ宮崎県の業者に受注していただいて、宮崎県内が活性化できるように希望する。」と挨拶を述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。



第7回常務理事会

議題1 県との意見交換会について

樫村事務局長が資料に基づき、管理課から「平成28年度国交省関係補正予算配分について」並びに都市計画課から「（仮称）美しい宮崎づくり推進条例の骨子（案）について」に係る情報提供があることを説明した。

議題2 会員企業の受注状況調査結果及び収益状況調査結果について

樫村事務局長が資料に基づき、会員企業の受注状況調査結果及び会員企業クラス別収益状況調査結果について報告した。

議題3 女性部について

樫村事務局長が資料に基づき、県協会女性部組織発足に向けての経緯について説明し、意見交換する場として活動し、女性部組織のない地区は個人的な参加を案内する方向で進めることで了承を得た。

議題4 その他

（1）政経セミナーについて

樫村事務局長が資料に基づき、11月30日（水）に開催される政経セミナーについて説明した。

（2）「宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業」について

有馬コーディネーターが資料に基づき、候補事業所の状況、研修生の雇用状況、協会主催の集合研修について報告・説明した。

（３）宮崎県総合防災訓練について

檜村事務局長が資料に基づき、10月16日（日）に西都、児湯地区で実施された宮崎県総合防災訓練について結果報告した。

（４）公共事業労務費調査（平成28年10月調査）に係る最終対策説明会の開催結果について

檜村事務局長が資料に基づき、10月24日（月）に開催した公共事業労務費調査に係る最終対策説明会について結果報告した。

（５）土木・労務資材対策委員会開催結果報告について

菊池土木農林課長が資料に基づき、10月12日（水）に開催した土木・労務資材対策委員会について結果報告した。

（６）地域懇談会・定例懇談会開催結果について

檜村事務局長が資料に基づき、11月8日（火）に開催した地域懇談会・定例懇談会について結果報告した。

（７）地域懇談会・定例懇談会について

檜村事務局長が資料に基づき、11月8日（火）に開催される地域懇談会及び定例懇談会について説明した。

（８）その他

①協雅史政策研究会について

坂元専務理事が資料に基づき、協雅史政策研究会について説明した上で、研究会については個別対応していくことで承認を得た。

②未来へつなぐ森づくりパートナーシップ推進事業説明会の開催について

檜村事務局長が資料に基づき、宮崎県環境森林部が11月15日（火）から11月18日（金）にかけて開催する説明会について説明した。各地区協会に参加協力について依頼した。

③建設工事等における情報共有システム活用事例に対するアンケート調査について

菊池土木農林課長が資料に基づき、宮崎県土木施工管理技士会が宮崎県発注建設工事受注者に対

し実施するアンケート調査について説明し、協力依頼をした。

藤元常務理事及び河野（孝）常務理事が資料に基づき、被災地視察（9月8日（木）～9日（金））について報告した。

議題5

1月の常務理事会開催予定日について

山崎会長が、常務理事会を1月13日（金）に開催することを提案し、承認された。

3. 第7回宮崎県県土整備部と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会を開催

平成28年11月14日（月）午後3時25分、宮崎県建設会館5階「会議室」において、檜村事務局長が開会を宣した。

出席者については下記のとおり。

◇宮崎県県土整備部

管 理 課：佐野部参事兼管理課長
高村課長補佐、沓岐主幹
深谷副主幹、金田主事
津田主幹、外園主査
技術企画課：木下技術企画課長、石井課長補佐
迫主幹、浜川主幹、榎本主査
児玉主査
都市計画課：平部課長補佐

◇宮崎県公共三部共管

工事検査課：甲斐課長、田崎工事検査専門員

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：山崎会長、堀之内・甲斐
河野(宏) 副会長、後藤・小野
河野(義)・河野(与)・藤元・河野(孝)
興梠常務理事
事 務 局：坂元専務理事、檜村常務理事
兼事務局長、菊池・一安課長



県土整備部との第7回意見交換会

【山崎会長挨拶】

地域・定例懇談会への参加、無事終了したことについてお礼申し上げる。週休2日の実現に向けた取り組み、工事発注の平準化、最低制限価格の引き上げ等について前向きなご意見に感謝申し上げます。

第2次補正予算と災害関連予算とを合わせると約400億円が計上された。ご協力いただいたことに感謝申し上げます。熊本地震等で技術者不足が懸念されるが、円滑な発注をお願いしたい。また、発注時期が集中しないような配慮を併せてお願いしたい。社会保険未加入問題においては、働き手不足を考慮の上、慎重な対応をいただきたい。情報共有化システムでは、県内30箇所では成果を上げている状況である。協会企業企業の受注状況等に係る資料を作成したので、参考にしていただいた上、検証いただきたい。本日はよろしくようお願い申し上げます。

【佐野管理課長挨拶】

協会の皆様におかれては、日頃より県政全般に渡りご協力いただきお礼申し上げます。熊本地震、台風や福岡県の地下鉄工事事故を思うに、災害等については普段より気を引き締めておかなければならないと考える。10月16日開催の県総合防災訓練では、約4500名の参加をいただいたことに感謝申し上げます。地域・定例懇談会では、活発な意見と併せて本県の魅力をPRいただいたが、準備にあたった皆様にお礼申し上げます。予算の確保、担い手の確保など皆様と一緒に問題解決に取り組んでいきたい。本日はよろしくようお願い申し上げます。

◆県からの情報提供

佐野部参事兼管理課長及び平部都市計画課課長補佐から以下の事項に関し説明・報告があった。

（1）平成28年度国交省関係補正予算配分について金額について

総括では、国直轄、県事業、市町村事業に、補正予算が約262億円の配分（前年比2.5倍）があった。

うち交付金の配分は約 167 億円（県：約 118.6 億円、市町村：約 48.7 億円）。配分額では、全国 14 位、九州 3 位と高い配分であった。

道路局では、国、県で、補正予算は約 130 億円（前年比 2.1 倍）であった。

水管理・国土保全局では、国、県で、補正予算は約 73 億円（前年比 2.8 倍）であった。

補正予算の執行にあたっては、速やかに入札手続を行い、可能な限り早期執行に努めたい。

（2）「（仮称）美しい宮崎づくり推進条例」の骨子（案）について

「（仮称）美しい宮崎づくり推進条例」の骨子（案）について概要説明した。11 月 4 日（金）から 12 月 5 日（月）まで宮崎県庁のホームページでパブリックコメントを実施していることを説明した。県土整備部だけでなく、全庁的な取り組みとして実施していきたい。

◆意見交換会

（1）工事発注について

本会→補正予算や災害関連予算に係る工事については、地域の状況を把握した上で発注いただきたい。

熊本地震等もあり、下請けや技術者の確保が困難な状況である。県の発注見通しを教えてください。

県→今回の補正については、年内に 6 割発注したい。件数は不明である。

本会→下請け確保が困難なため、国・市町村を含めて、工事発注に係る協議をして欲しい。

工事受注に係るアンケートを実施した結果、現在工事受注できる業者は非常に少ない。各地区において、発注時期に関するすり合わせをして欲しい。

県→現状を把握して発注業務を進めていきたい。ご意見をいただきたい。できるだけスムーズな発注ができるように体制を整えたい。

（2）地域メンテナンスについて

本会→台風などの災害でサポート会社が不足している状況である。来年はサポート会社を増やしたい。

の方がいいのではないかと。

県→今年度は大きな災害があったが、防災協定に基づく通常の地域メンテナンスをお願いしたい。

（3）社会保険未加入問題について

県→国は進めている状況であるが、国の状況、各県の状況を見ながら、また、皆様の意見を聞きながら対応していきたい。

（4）週休 2 日に係る対象工事について

本会→現在の状況をお聞かせ願いたい。

県→11 件ほど実施している。当面の試行は、年内で終了する工事と考えているため、特 A クラスの工事が多い。

（5）総合評価落札方式（地域企業育成型）について

本会→K 値に係る受注制限についてお聞かせ願いたい。

BC クラスでは、K 値の対象となるのか。

県→BC クラス工事においては、K 値の対象にならない。

本会→今の制度では、工事完了後、工事受注している会社がある。参加できないように制限をかけて欲しい。

県→入札の考え方からすると、受注制限を実施するのは困難である。

本会→建設業者における競争性は大事だが、災害対応などを考慮すると地元の業者が存続していくことも大事である。地域性を考慮して、発注して欲しい。

県→各地区での発注状況を把握した上で、バランスを取りながら調整していくように発注機関に伝えたい。

（6）コスト調査について

県→約 7 割の回収率である。今後立ち入り調査を予定しているが、できるだけ協力をいただきたい。

本会→3 割が未提出の理由は何があるのか。

県→理由は把握できないが、小規模の会社にも依頼していることが挙げられる。

4. 建設人材育成・確保支援事業 平成28年度出前講座・現場見学会を実施

建設人材育成・確保支援事業として、本会主催による出前講座、現場見学会を、都城工業高等学校（建設システム科1年40名）、宮崎農業高等学校（環境工学科2年33名）、日向工業高等学校（建築科1年31名）、宮崎工業高等学校（建築科1年40名）の1年生に対し、関係機関、建設業者の協力を得て10月から11月にかけて実施した。

4校の生徒とも、授業では体験できない現場見学に対して、今後の進路選択の材料として熱心に耳を傾け、メモを取り、積極的に質問を投げかけていた。

現場見学会は、基幹産業としての建設業の活動状況、ものづくりの魅力等について、高等学校等の生徒、生徒の保護者及び教師に地域社会の建設現場等を実地に見学してもらい、建設業への理解を深めながら少子、高齢化社会への若年建設従事者の入職や定着促進を図ることを目的として平成3年から実施しているものである。

なお、25年度より、「建設人材育成・確保支援事業」として実施しており、建設業のPR事業として「出前講座」を併せて実施している。

見学先等については、下記のとおり。

（1）都城工業高等学校

出前講座（都城工業高等学校）	
1. 実施高校	都城工業高等学校 建設システム科 1年生 40名 教師 3名
2. 実施日	平成28年10月6日（木）8：45～9：30
3. 講師	大淀開発株式会社 常務取締役 堀之内 秀一郎 氏 （宮崎県建設業協会青年部連合会常任理事、都城地区建設業協会青年部長）
4. 講座内容	建設業について ほか
  	
現場見学会①（都城工業高等学校）	
1. 実施高校	都城工業高等学校 建設システム科 1年生 40名 教師 3名
2. 実施日	平成28年10月6日（木）9：45～15：30
3. 見学先①	
工事名	芳ノ元トンネル北新設工事
施工業者	五洋建設 株式会社
発注先	国土交通省九州地方整備局
見学会	  

現場見学会②（都城工業高等学校）

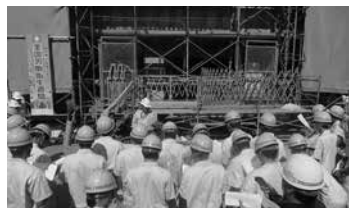
3. 見学先②

工事名 NSC複合ビル新築工事

施工業者 大淀開発 株式会社

発注先 民間工事

見学会



(2) 宮崎農業高等学校

出前講座（宮崎農業高等学校）

1. 実施高校 宮崎農業高等学校 環境工学科 1年生 33名 教師 2名

2. 実施日 平成28年10月26日（水） 8:45～9:35

3. 講師 旭洋建設 株式会社 代表取締役 児玉 清和 氏
(宮崎県建設業協会 理事、宮崎地区建設業協会 理事)

4. 講座内容 建設業全般



現場見学会①（宮崎農業高等学校）

1. 実施高校 宮崎農業高等学校 環境工学科 1年生 33名 教師 2名

2. 実施日 平成28年10月26日（水） 9:35～16:00

3. 見学先①

工事名 芳ノ元トンネル北新設工事

施工業者 五洋建設 株式会社

発注先 国土交通省 九州地方整備局

見学会



現場見学会②（宮崎農業高等学校）

3. 見学先②

工事名	県道高鍋美々津線東都農工区道路改良工事その1、その6
施工業者	株式会社 河北、株式会社 増田工務店
発注先	宮崎県 県土整備部 高鍋土木事務所

見学会



(3) 日向工業高等学校

出前講座（日向工業高等学校）

1. 実施高校 日向工業高等学校 建築科 1年生 31名 教師 2名
2. 実施日 平成28年11月14日（月） 9:20～10:10
3. 会場 日向市役所 第1、2委員会室
4. 講座内容 地震から建築を考えよう
5. 講師 日向市役所 教育委員会 主任技師 一木 博文 氏
〃 建設部 建築住宅課 技師 三浦 雄大 氏



現場見学会（日向工業高等学校）

1. 実施高校 日向工業高等学校 建築科 1年生 31名（うち女子2名）教師 2名
2. 実施日 平成28年11月14日（月） 10:10～14:50
3. 見学先

工事名	宮崎銀行日向支店新築移転工事
受入業者	坂下・内山・杉本JV

見学会



(4) 宮崎工業高等学校

出前講座（宮崎工業高等学校）

1. 実施高校 宮崎工業高等学校 建築科 1年生 39名（うち女子9名）教師 3名
2. 実施日 平成28年11月17日（木） 8:45～9:35
3. 講師 有限会社宇治橋建設 代表取締役 宇治橋 信雄 氏
4. 講座内容 建設業全般



現場見学会①（宮崎工業高等学校）

1. 実施高校 宮崎工業高等学校 建築科 1年生 39名（うち女子5名）教師 3名
2. 実施日 平成28年11月17日（木） 9:55～15:30
3. 見学先①

工事名	国富町中央コミュニティセンター建築工事	
施工業者	大淀開発 株式会社	
発注先	国富町	
見学会	  	

現場見学会②（宮崎工業高等学校）

3. 見学先②

工事名	(株)共立電機製作所 三高テクノ工場 III期工事	
施工業者	新日鉄住金エンジニアリング	
発注先	(株)共立電機製作所	
見学会	  	

5. 建設人材育成・確保支援事業「H28建設技術フェア」を開催！

本会は、25年度より建設人材育成・確保支援事業を実施しており、その事業の一つとして、イベント（PR）事業を展開するため、本年度も、11月23日（水）と24日（木）に宮崎県体育館において開催された「第23回みやざきテクノフェア」に参加しPRイベントを実施した。

事業名を「建設技術フェア」として、重機の展示・試乗体験コーナー、レンガによる橋の模型作成コーナー、パネル展示コーナーを設置し、県内の中・高生や親子連れの子供や小学生など、多くの方が参加し所期の目的を達成した。重機については、0.2㎡バックホー2台とスカイマスター1台を展示、試乗体験。スカイマスターにいたっては、2日間、行列が途切れることなく大反響であった。また、橋の模型作成体験コーナーについては、レンガと砂を使用して、1.5m×30cmの橋（半円弧状）を作成し、作成後、橋を渡る体験をしていただき、学生や子供たちは、喚起に満ち溢れ、観客からも拍手が起こるものであった。

今回は、主催者発表による来場者数は、12,000人となっており、事業としては大盛況となるものであった。

今回の事業は、本会が実施主体となり青年部連合会の11地区部長と宮崎地区建設業協会青年部（部長 坂口 浩）に協力をいただき実施した。青年部の皆様、二日間、お疲れ様でした。また、この事業にご協力いただいた関係者はじめ、ご支援、ご協力いただき、重ねてお礼申し上げます。



橋の模型作成体験①



橋の模型作成体験②



橋の模型作成体験③



建設技術フェア①



建設技術フェア②



建設技術フェア③



建設技術フェア④



建設技術フェア⑤



建設技術フェア⑥

6. 公共事業労務費調査(H28.10月調査)最終対策説明会を開催

本会の最重要課題事項として位置付けられている労務単価の引き上げについて、公共事業労務費調査(28.10月調査)に選定(国・県工事)された会員企業並びに下請・協力会社を対象に、平成28年10月24日(月)に最終対策としての説明会を、宮崎観光ホテル東館2階「紅の間」で開催した。

昨年度に引き続き、講師として三宅昌規先生にご依頼し、職種の適正な選定や現場の就労実態に合った調査の対応、標準歩掛りからみた単価などに重点をおいて説明をいただいた。会員企業である元請会社並びにその下請会社・協力会社から参加のあった約80社は、熱心に聞き入り、説明会終了後も、個別対応として相談を受けていた。

最終対策説明会は、現行の調査システムの対策として、国の記入要領説明会が終了し、最終提出する間の期間に設定して実施している。



最終対策説明会

7. 平成28年度テレビCM放送のご案内

建設業は、宮崎における基幹産業であるとともに、住民生活や経済活動の基盤である社会資本整備の担い手として重要な役割を果たしており、さらに、県民の安全・安心を守る「地域のまち医者」的な役割も果たしております。しかしながら、いわゆる「3K」などのマイナスのイメージから、建設産業への若者の入職が進んでいないのが現状であり、人材を確保することが喫緊の課題であります。

このことを鑑み、本会においては、学生やその保護者に向けて建設産業の「魅力」を発信し、建設産業の「イメージアップ」「担い手の確保」を図るため、本年度も継続してテレビCMによるPRを放送いたします。

第3弾 平成28年度放送日のご案内

◆ CM 展開① ～番組提供枠～

1. 放送期間 平成28年7月6日(水)～平成29年3月29日(水)までの9ヵ月間
2. 放送形態
 - 30秒CM、下記番組 毎週1回放送
 - UMK ニュースの放送帯 (毎週水曜 20:54～21:00)
 - MRT わけもんGTの放送帯 (毎週水曜 20:00～21:00)
 - ※ 特番等により、上記放送時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容
 - シリーズ3部作 第1～3部3本を順次放送
 - ◇ 第1部「夢を抱いた日」篇
 - ◇ 第2部「一歩ずつ」篇
 - ◇ 第3部「未来へ」篇



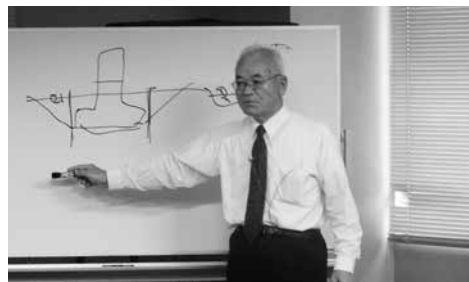
宮崎県建設業協会
イメージキャラクター
「オジギビト」

◆ CM 展開② ～スポットCM(夜型)～

1. 放送期間 平成28年12月1日(木)～12月31日(土)の1ヶ月間予定
2. 放送形態 30秒夜型 UMK のみのスポットCM
3. 放送内容
 - シリーズ3部作 第1～3部3本を順次放送
 - ◇ 第1部「夢を抱いた日」篇
 - ◇ 第2部「一歩ずつ」篇
 - ◇ 第3部「未来へ」篇

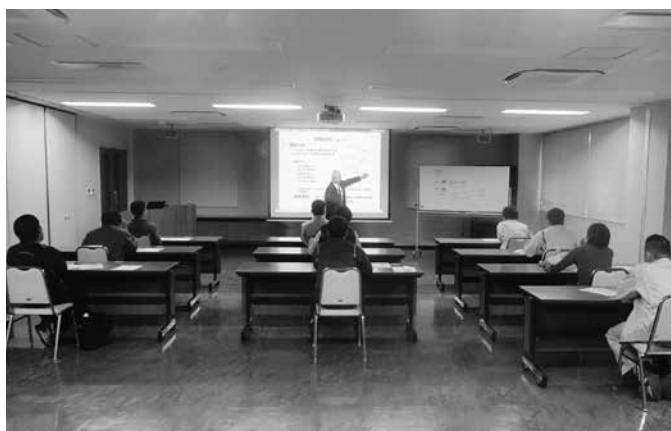
8. 宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業の 第2回集合研修を開催しました

宮崎県建設業協会では、建設業への若年者の入職促進及び人材育成を目的として、宮崎県から委託を受けて「宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業」を実施しており、新規に雇用された若年入職者に対し、建設業界人としての基本的なスキルについて学ぶ集合研修を開催いたしました。



講師：小城 文男 氏

研 修 名	建設業新人研修Ⅱ（建設業法規編）
日 時	平成28年11月21日（月）13時30分から15時30分
場 所	宮崎県建設会館 5階 会議室
内 容	建設工事の施工における建設業法等の法規に関する事項について、基本的な知識の習得を図る。
講 師	宮崎県土木施工管理技士会登録講師 株式会社共同技術コンサルタント 技術部 技師長 小城 文男 氏
参 加 者	10人（欠席2人）



建設業法・建設業請負契約等について

雇用改善コーナー

1. 平成28年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の就職・採用活動に係る取扱等について

職発 0113 第 4 号

平成 28 年 1 月 13 日

主要経済団体の長 殿

厚生労働省職業安定局長



大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「卒業予定者」という。）の求人求職秩序の維持については、種々御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 28 年度の大学等卒業予定者の採用・就職活動に当たりましては、既にご承知のとおり、一般社団法人日本経済団体連合会は平成 27 年 12 月 7 日に「採用選考に関する指針」（以下「指針」という。）を改定し、大学等（就職問題懇談会）においても翌 8 日に「大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（以下「申合せ」という。）を改定しました。これにより、広報活動は平成 27 年度と同時期の卒業・修了年度に入る直前の 3 月 1 日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の 6 月 1 日以降に開始されることとなっております。

これを受けて、厚生労働省としましては、平成 28 年度の大学等卒業予定者の適正な採用・就職活動が行われるよう、求人求職の秩序の維持、公平・公正な採用の確保、採用内定取消しの防止等に努めていく方針であり、公共職業安定機関においては、下記のとおり取り扱うことといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨について御理解の上、大学等卒業予定者の採用・就職活動が円滑に行われるよう、下記 2 の事項について御配慮をお願いいたします。また、貴団体傘下の会員企業等に対しましても、この内容について御周知下さいますよう併せてお願いいたします。

記

1 公共職業安定機関における取扱い

従前より公共職業安定機関においては企業の採用選考活動開始時期より求人票の公開を行ってきたところであり、指針及び申合せの内容を踏まえ、平成 28 年度の公共職業安定機関における取扱いは、次のとおりとする。

(1) 求人票等の展示・公開の取扱いについて

平成 28 年度の大学等卒業予定者（以下「大学等新卒者」という。）に係る求人票、求人要項等は、平成 28 年 6 月 1 日以降に展示・公開する。

なお、平成 28 年 6 月 1 日より前に求人を受理する場合においても、当該求人者に求人票展示・公開日等について説明をし、了解を求めておく。

(2) 公共職業安定機関が作成する求人情報、ガイドブック等について

大学等新卒者を対象とした求人要項記載のある求人 情報、ガイドブック等の発行は、平成 28 年 6 月 1 日以降とする。

(3) 公共職業安定機関が主催する学生対象の就職面接会について

公共職業安定機関が主催する大学等新卒者を対象とした就職面接会は、地域の中小企業等と学生等とのマッチングに大きな効果があるため、求人票等の展示・公開開始以降、大学等の学事日程等に最大限配慮しつつ、積極的に開催する。

(4) 専修学校等の取扱いについて

指針及び申合せは、平成 28 年度専修学校卒業予定者及び公共職業能力開発施設等長期間訓練課程修了予定者を対象とするものではないが、公共職業安定機関においては、これらも大学等卒業予定者と同様の取扱いとする。

2 公平・公正な採用の確保等

公共職業安定機関としては、事業主に対し、公平・公正な採用が確保されるよう、次の点について理解の促進を図る。

- ① 高校卒業予定者等の安定的な採用の確保を図ること
- ② 男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うこと
- ③ 学生の自由な就職活動を妨げないようにすること
- ④ 募集の中止及び募集人員の削減、採用内定取消し並びに入職時期繰下げが生じないよう、的確な採用計画に基づいて採用内定を行うこと
- ⑤ 新規卒業者以外にも多くの若年者が応募できるよう、応募機会の確保に努めること

雇用改善

2. 平成29年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

27 文科初第 1763 号

職発 0330 第 6 号

平成 28 年 3 月 30 日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長

小 松 親 次 郎

厚生労働省職業安定局長

生 田 正 幸

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、平成 27 年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、平成 28 年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

ついては、貴団体におかれても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底を図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適正と能力のみを基準としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の考慮がなされるよう御配慮願います。

さらに、新規学校卒業者に対しての事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業者（中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業者（新規中等教育学校卒業者を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校卒業者及び新規高等学校卒業者の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いするところであります。

新規卒者をめぐる就職環境は順調に回復していると考えられるものの、就職が決まらない学生・生徒も一定数おられます。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が多数に上るとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解をいただき、平成 29 年 3 月卒業予定者のための採用枠の拡大に向けた努力をお願いします。

記

第 1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等

1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

- (1) 新規中学校卒業者の推薦及び選考開始期日については、平成 29 年 1 月 1 日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、平成 28 年 12 月 1 日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）、

- (2) 新規高等学校卒業者の推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成 28 年 9 月 5 日（沖縄県については平成 28 年 8 月 30 日）以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、平成 28 年 9 月 16 日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

- (1) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 27 条又は第 33 条の 2 の規定に基づいて、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においても、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。
 - ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等
 - (イ) 安定所における求人申込みの受理は、平成 28 年 6 月 20 日から開始するものとする。
 - (ロ) 安定所の他安定所への求人連絡は、平成 28 年 7 月 1 日以降開始するものとする。
 - イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等
 - (イ) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、平成 28 年 6 月 20 日から開始するものとする。
 - (ロ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、平成 28 年 7 月 1 日から開始するものとする。
 - (ハ) 学校における求人申込みの受理は、平成 28 年 7 月 1 日以降開始するものとする。
- また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、平成 28 年 7 月 1 日以降に行うものとする。
- (3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 56 条の規定により平成 29 年 4 月 1 日以降とすること。
- (2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は平成 28 年 7 月 1 日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとすること。

- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
 - (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。
 - (3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。
- また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第 1 の 1 (2) から (4) の取扱いと同様であること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

雇用改善

3. 公正な募集・採用のため 自社の採用基準や選考方法を確認しましょう

- ・募集・採用時に、本籍や家族のことを聞いていませんか？
- ・障害を理由に、障害者を排除したり、不利な条件を付したりしていませんか？

公正な募集・採用を行うために、従業員を採用するときは、職務遂行上必要な適性や能力だけを採用基準にしましょう。

適性や能力と関係のない下の表のような事項を求職者にたずねたり、採用選考に取り入れたりすることは、就職差別につながる恐れがあります。

就職差別につながらないよう、自社の採用基準や選考方法を確認しましょう。

◆公正な募集・採用のために、下の表の14事項に配慮しましょう。

就職差別につながる恐れがある14事項	
本人に責任のない事項	① 本籍・出生地 ② 家族 ③ 住宅状況 ④ 生活環境・家庭環境
本来自由であるべき事項 (思想信条に関わること)	⑤ 宗教 ⑥ 支持政党 ⑦ 人生観・生活信条など ⑧ 尊敬する人物 ⑨ 思想 ⑩ 労働組合・学生運動などの社会運動 ⑪ 購読新聞・雑誌・愛読書など
採用選考の方法	⑫ 身元調査など ⑬ 全国高等学校統一応募用紙・JIS規格の履歴書 (様式例)に基づかない事項を含んだ応募書類の使用 ⑭ 合理的・客観的に必要性のない健康診断

※採用選考時に家族のことを尋ねるケースが大変多く見受けられるので注意しましょう。

※エントリーシートを使用する場合も、就職差別につながる恐れのある項目を設けないようにしましょう。

◆平成28年4月1日から募集・採用時における障害者差別の禁止と、合理的配慮の提供が義務となります。

- ▶募集・採用など雇用に関するあらゆる局面で、障害者であることを理由とする差別を禁止します。
＜禁止されている募集・採用事例＞

- ① 単に「障害者だから」という理由で、求人への応募を認めないこと
- ② 業務遂行上必要でない条件を付けて、障害者を排除すること
- ③ 採用の基準を満たす人の中から障害者でない人を優先して採用すること など

※積極的差別是正措置として、障害者を有利に取り扱うことは、障害者であることを理由とする差別に該当しません。
また、事業主と障害者の相互理解の観点から、事業主は、応募しようとする障害者から求人内容について問合せなどがあった場合には、その求人内容について説明することが重要です。

- ▶障害者一人一人の状態や職場の状況などに応じて合理的配慮の提供が求められます。

募集・採用時における合理的配慮とは、障害のない方との均等な機会の確保の観点から、支障となっている事情を改善する措置です。具体的にどのような措置をとるかについては、障害者と話し合った上で決めていただく必要があります。

※ 障害者差別禁止・合理的配慮に関する各種資料は、以下のURL（厚生労働省HP）をご参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seikakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaishakoyou/shougaisha_h25/index.html

改正障害者雇用促進法

検索

事業協同組合



下請セーフティネット債務保証制度について

平成27年7月1日から 下請セーフティネット債務保証制度【債権譲渡契約】の 貸付金利が変わりました！

主な変更内容

貸付金利	500万以下・・・1.8%
//	500万超・・・2.2%
事務手数料	・・・0.2%

債権譲渡は2種類！

- 県・宮崎市・延岡市・串間市発注工事は、新債権譲渡承諾依頼書及び契約証書で契約
- 上記以外の発注工事は、従来請負工事代金債権譲渡契約書で契約

必要書類

書類名	県・宮崎市・串間市	小林市・えびの市	延岡市	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡承諾依頼書及び契約証書	○		○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○		○
3. 借入申込書	○	○	○	○
4. 工事履行報告書及び出来高確認書	○	○		
5. 誓約書			○	○
6. 連帯保証書			○	○
7. 請負工事出来高証明書			○	○
8. 支払状況・支払計画書	○	○	○	○
9. 約束手形	○	○	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○		○	
11. 請求書	○	○	○	○

制度の概要・メリット

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

便 利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付を受けられるので、大変便利です。
特に県、宮崎市、小林市、えびの市、串間市発注工事は保証人は必要ありません。
工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

経審の評点アップ！

本制度を利用した工事金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できるので、経営事項審査の評点アップにつながります。

共同購買事業により資材調達ができます！《県、宮崎市、串間市発注工事限定》

新債権譲渡契約書では、組合から資材の供給が受けられます。《組合共同購買事業を利用》
資材は、当該工事の出来高率により供給を受け、代金の支払いは、工事完成金で相殺できます。
《上記以外の発注工事では、共同購買事業はご利用できません。》

組合

制度の基本的な仕組み！

○金利及び事務手数料

※ 事務手数料、0.2%が加算されます。

※ 金利は、金融情勢により変動します。

貸付金額	500万以下	500万超
金利	1.80%	2.20%
事務手数料	0.20%	0.20%

新貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市での発注工事》新債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金、違約金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計 算 式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

出来高率	算 式
99%以下	(請負額×出来高率－受領済額－違約金)×90%《担保掛目》
100%(完成)	請負額×出来高率×90%《担保掛目》－受領済額

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額＝660万円 (1,100万円－440万円)

○貸付金額＝297万円 (1,100万円×80%－440万円－110万円)×90%

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金297万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市以外での発注工事》従来権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計 算 式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

算 式	請負額×出来高率×90%《担保掛目》－受領済
-----	------------------------

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額＝660万円 (1,100万円－440万円)

○貸付金額＝352万円 (1,100万円×80%×90%)－440万円

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金352万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

宮 崎 県 建 設 事 業 協 同 組 合

〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東2丁目9-19 宮崎県建設会館2階

TEL 0985-23-3691

FAX 0985-23-3599

URL <http://www.mk-net.or.jp>

E-mail info@mk-net.or.jp

技士会

1. 「監理技術者講習」について

平成 28 年度の（一社）全国土木施工管理技士会連合会主催の「監理技術者講習」は 11 月 15 日（火）で終了しました。本年度の受講者は 5 月、7 月、11 月合計で 156 名でした。昨年より 36 名下回りました。受講者は、35 歳以下は 6 %、60 歳以上は 18 %、35 ～ 60 歳は 76 % となっています。建設業における技術者・技能労働者の高齢化や若年者入職の減少を感じています。平成 29 年度の予定は、下記のとおりです。

日 程	会 場
平成 29 年 5 月 12 日（金）	宮 崎 県 建 設 会 館
平成 29 年 8 月 18 日（金）	
平成 29 年 11 月 22 日（水）	

2. 第21回土木施工管理技術論文・技術報告募集のお知らせ

（一社）全国土木施工管理技士会連合会では、技術論文・技術報告を募集しています。応募対象者は 1・2 級土木施工管理技士で個人または連名（共同執筆者は 2 人まで）となっています。工事規模の大小・工種の制限はありませんが、他団体、JCM に提出した論文・報告は応募できません。その他、詳細につきましては、（一社）全国土木施工管理技士会連合会のホームページの技術論文に記載されております。締め切りは、JCM ホームページからインターネット応募される場合は平成 29 年 1 月 6 日（金）、宮崎県技士会を通じて応募される場合は平成 29 年 1 月 4 日（水）事務局必着となります。優秀な技術論文・技術報告は表彰されます。これまでの表彰歴は下記のとおりです。なお、敬称は略させていただきます。

第 1 1 回	最優秀賞	尾上 昭宏	(株)志多組
	優秀論文賞	富山 陽人	佐多エンジニアリング(株)
第 1 2 回	優秀論文賞	田中 輝彦	湯川建設(株)
第 1 4 回	最優秀論文賞	大神 浩一	湯川建設(株)
第 1 5 回	優秀報告賞	椎葉 信二	湯川建設(株)
	//	甲斐 一弘	//
第 1 8 回	最優秀論文賞	木下 哲治	旭建設(株)
	報告特別賞	河野 義博	旭建設(株)
第 1 9 回	最優秀報告賞	河野 義博	旭建設(株)
第 2 0 回	報告特別賞	林 基樹	日新興業(株)

建退共

1. 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識（現場シール）について

建退共の『現場標識（シール）』（黄色い台紙、裏面はノリ付き）は、工事現場が建退共制度の適用を受ける事業主に係る工事現場であることを示すため、現場事務所及び工事現場の出入り口等の見やすい場所に掲示してください。

特に、公共工事を受注した場合は、工事施工体制の検査等の際に現場標識（シール）の掲示の有無を確認されます。建退共制度の加入促進、周知徹底を図るためでもありますので、必ず掲示していただくようお願いいたします。

現場標識（シール）は、各地区の建設業協会（宮崎地区は除く。日南地区、串間市は会員のみ。）、又は建退共宮崎県支部において、無料で配布しておりますので、必要枚数を申し出てください。

「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識（シール）見本

※ サイズがA 3とA 4の2種類あります。

この工事の元請事業主は 建退共に参加しています

工 事 名

事 業 所 名

発 注 者 名

契 約 者 番 号

この現場で働く方で雇用主が建退共に参加している場合
退職金制度の適用を受けられますので雇用主に確認しましょう。
建退共に未加入の下請事業主は、加入しましょう。
事業主は、退職金共済手帳に証紙を貼りましょう 手帳の更新を忘れずに。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

建退共 宮崎県支部

〒880-0805 宮崎県宮崎市橋通東2-9-19 宮崎県建設会館3階 ☎ 0985(20)8867

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（10月分）

	共済契約者 (社)	被共済者 (名)	手帳更新 件数(件)	退職金支給状況		掛金収納状況(千円)	
				件数(件)	金額(円)		
前月末計	2,791	48,951	431,950	48,877	30,056,087,257	前 月 分	111,707
加 入	1	124	805	91	74,014,386		
脱 退	5	85	432,755	48,968	30,130,101,643	当 年 度 計	402,604
当月末計	2,787	48,990	(当年度累計) 5,485	696	558,891,488		

建災防 ■ ■

1. 平成28年度建設業年末年始労働災害防止強調期間について

●本期間:平成28年12月1日～平成29年1月15日

無事故の歳末 明るい正月

～ 会長メッセージ ～

建設業における労働災害は、会員各位をはじめ関係者の労働災害防止に寄せる熱意と長年にわたる地道な安全衛生活動により、着実に減少して、平成27年の死亡災害は327人、休業4日以上之死傷災害も15,584人で、いずれも過去最少となりました。

今年は、死亡災害が9月7日現在の速報値で155人(対前年比42人減)、休業4日以上之死傷災害も8,576人(対前年比180人減)となっております。しかしながら、墜落・転落災害による死亡者数は76人で全体の49.0%、以下、建設機械・クレーン等災害は23人、倒壊・崩壊災害は16人と、三大災害で74.2%を占め徹底した対策が必要です。

今後、防災・減災のためのインフラ整備等の工事、東京オリンピック・パラリンピック、リニア中央新幹線等の工事量の増加に加え、建設技術者、技能労働者の不足が懸念されるとともに、新規参入者の増加が見込まれるなど、労働災害の増加が懸念されます。

さらに、地震や台風、集中豪雨等による自然災害が各地で発生しており、被災地では一日も早い復旧・復興が熱望されるなか、建設業は、災害に強い安全・安心な国土づくりへ向けて、大きな期待にしっかりと応える社会的使命があります。これらの工事においても労働災害が発生しないよう、労働災害防止対策の一層の徹底を図る必要があります。

これから迎える年末年始は、工事が輻輳化することにより災害発生のリスクが高まり、労働災害の多発が懸念されることです。このため当協会では、12月1日から来年1月15日までを「建設業年末年始労働災害防止強調期間」と定めて積極的な労働災害防止活動を推進することとし、本実施要領を作成いたしました。

これから迎える年末年始は、工事が輻輳化することにより災害発生のリスクが高まり、労働災害の多発が懸念されることです。このため当協会では、12月1日から来年1月15日までを「建設業年末年始労働災害防止強調期間」と定めて積極的な労働災害防止活動を推進することとし、本実施要領を作成いたしました。

会員各位におかれては、本実施要領を踏まえて、経営トップのリーダーシップの下、関係者が一体となって、「統括安全衛生管理体制の確立」、「リスクアセスメントの実施」等により、墜落・転落災害等の「三大災害防止対策の徹底」、「交通労働災害防止対策の促進」、「STOP! 転倒災害プロジェクト」に示されている冬場の「転倒災害防止対策の促進」、さらには「メンタルヘルス対策の推進」にも取り組まれるようお願いいたします。

会員各位が年末を無事故無災害で過ごされ、明るい正月を迎えられることを心から祈念申し上げ、強調期間に際してのご挨拶といたします。

平成28年11月

建設業労働災害防止協会
会長 銭 高 一 善



建災防

2. 平成 28 年度宮崎県産業安全衛生大会が開催されました！

平成28年11月11日（金）、佐土原総合文化センターにおいて、宮崎県産業安全衛生大会が開催されました。大会は、宮崎県労働災害防止団体連合会の主催により、宮崎労働局、宮崎県、宮崎市等の後援をいただき開催されたもので、当日は約400名の参加がありました。

大会では、榎木田智子氏（ストレスゼロトレーナー、フリーアナウンサー）による「脳のクセを知れば、人間関係はもっと楽になる！」の講演があり、また、安全衛生優良事業場として、建設業関係では、

吉田建設有限会社（串間市分会）

株式会社丸山工務店（小林分会）

の2社が表彰されました。



表彰事業場



大会宣言

大会宣言

労働災害の絶滅と労働者の心と体の健康確保は、私たち働く者の究極の願いである。

この目標に向けた関係者の不断の努力により、平成二十七年の県内における労働災害の死傷者数は、一、二八五人と過去最少となった。本年は、この減少傾向を確固たるものとする年と位置付けられているが、平成二十八年九月末の死傷者数は八三九人で前年同期より増加に転じている。

一方、本県における業務上疾病による被災者数及び健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めがかかっていない状況にある。

また、労働者に対するストレスチェック制度の導入や化学物質のリスクアセスメントの義務化など、安全衛生管理に関し、今まで以上に多様な対応が求められている。企業を取巻く環境には大変厳しいものがあるが、情勢がいかに厳しくとも、私たちは「安全と健康確保は全てに優先する課題」であることを再認識し、組織トップのリーダーシップのもと、効果的な労働災害防止対策を計画的かつ継続的に進め、労働災害の絶滅に向けた努力を続けていかなければならない。

本大会を契機に、参加者の一人ひとりが原点に立ち返って、人命尊重の基本理念を再認識し、安全で健康・快適な職場づくりに向けて全力を尽くすことをここに誓う。

右 宣言する。

平成二十八年十一月十一日

平成二十八年 宮崎県産業安全衛生大会

3. 雇用保険の適用拡大に係る広報について(宮崎労働局発表)

事業主のみなさまへ

**平成 29 年 1 月 1 日より 65 歳以上の方も
雇用保険の適用対象となります**

◆ 雇用保険の適用拡大について

現行では、新たに 65 歳以上の労働者を雇い入れた場合、雇用保険へ加入することができませんでしたが、平成 29 年 1 月 1 日以降「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります。

○ 平成 29 年 1 月 1 日以降に新たに 65 歳以上の労働者を雇用した場合

事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」(以下「資格取得届」という。)を翌月 10 日までに提出してください。

○ 平成 28 年 12 月末までに 65 歳以上の労働者を雇用し平成 29 年 1 月 1 日以降も継続して雇用している場合

平成 29 年 1 月 1 日より雇用保険の適用対象となりますので、事業所管轄のハローワークに「資格取得届」を平成 29 年 3 月 31 日までに提出してください。

○ 平成 28 年 12 月末時点で高年齢継続被保険者である労働者を平成 29 年 1 月 1 日以降も継続して雇用している場合

特に届出は不要です。

◆ 雇用保険の適用要件

1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であり、31 日以上雇用見込みがあること

◆ 保険料の徴収について

平成 31 年度までは免除となります。

詳しくは、ハローワーク(公共職業安定所)の雇用保険窓口まで

- | | |
|--------------------------------|--------------------------------|
| ■ 宮崎公共職業安定所 ☎ 0985 - 23 - 2245 | ■ 延岡公共職業安定所 ☎ 0982 - 32 - 5435 |
| ■ 日向公共職業安定所 ☎ 0982 - 52 - 4131 | ■ 都城公共職業安定所 ☎ 0986 - 22 - 1745 |
| ■ 日南公共職業安定所 ☎ 0987 - 23 - 8609 | ■ 高鍋公共職業安定所 ☎ 0983 - 23 - 0848 |
| ■ 小林公共職業安定所 ☎ 0984 - 23 - 2171 | |

*詳しくは、宮崎労働局のホームページ

<http://miyazaki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/> にも掲載しています。

宮崎労働局労働保険徴収室 Tel. 0985 - 38 - 8822

火薬協会

1. 平成28年度火薬類保安検査及び武器等製造販売保安検査について

平成 28 年 12 月から平成 29 年 3 月にかけて火薬類保安検査が実施されます。

火薬類製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、火薬類取締法第 35 条に基づき、製造施設又は火薬庫並びに保安組織及び方法について県知事が行う保安検査を受けなければなりません。

なお、宮崎市内については、火薬類取締法の規制に関する事務が県から宮崎市に権限移譲されていますので宮崎市長が行う保安検査を受けなければなりません。

該当事業所については、特に次のことについて事前に確認されるようお願いします。

(1) 確認事項

ア 保安検査までに確認しておく事項

- | | |
|-------------|--|
| ・ 保安手帳 | 保管場所の確認 |
| ・ 火薬庫販売台帳 | 記載漏れ・間違いがないか |
| ・ 庫外貯蔵庫出納帳簿 | 同 上 |
| ・ 火薬庫出納帳簿 | 同 上 |
| ・ 火薬庫について | 入口の扉は 2 重扉で、内扉と外扉にはそれぞれ施錠されているか
壁等にヒビはないか
周辺に枯草等燃えるものはないか
貯水槽の水は減っているか
警鳴装置は正常に作動するか 等 |

イ 武器製造・販売立入検査までに確認しておく事項

- | | |
|----------------|---------------------|
| ・ 帳簿 | 記載漏れはないか |
| ・ 警報装置 | 正常に作動するか |
| ・ 施錠状況 | 鍵は壊れていないか |
| ・ 販売用銃の保管数量 | 立入検査時までに数量を確認しておくこと |
| ・ 修理・預かり銃の保管数量 | 同 上 |

(2) 保安検査申請手続きについて

保安検査申請書を作成し、宮崎県収入証紙 41,000 円分を貼付して前回の保安検査証の交付を受けた日から 11 か月を超えない日までに県消防保安課で提出（郵送可）して下さい。

保安検査に合格すると保安検査証が交付されますが、少なくとも次年度の保安検査証が交付されるまでは保管しておくようにして下さい。

なお、宮崎市内に火薬庫を所有若しくは占有する業者は宮崎市消防局に申請手続を確認して申請書を提出して下さい。

(3) 実施計画表

区 分		検査日程	開始時間	対象事業所
1	砕 石	平成28年12月16日(金)	10:00	(有) 荒殿興業
2	火薬店	平成29年 1月 5日(木)	13:00	(有) 佐藤銃砲火薬店
3	火薬店	平成29年 1月10日(火)	13:00	(有) 村上銃砲火薬店
4	火薬店	平成29年 1月11日(水)	13:00	(有) 小泉銃砲火薬店
5	銃 砲	平成29年 1月16日(月)	10:00	(資) 日南物産
6	銃 砲	平成29年 1月16日(月)	11:00	柿並銃砲店
7	製 造	平成29年 1月19日(木)	13:00	(有) 柿蘭花火
8	製 造	平成29年 1月24日(火)	10:00	カヤク・ジャパン(株)東海工場
9	火薬店	平成29年 1月27日(金)	10:30	(有) 仁岸銃砲火薬店
10	火薬店	平成29年 1月27日(金)	13:00	柊崎銃砲火薬店
11	火薬店	平成29年 1月31日(火)	10:30	秋本銃砲火薬店
12	製 造	平成29年 2月 2日(木)	13:00	カヤク・ジャパン(株)雷管工場
13	火薬店	平成29年 2月 6日(月)	10:00	(株)井上火薬
14	砕 石	平成29年 2月 9日(木)	13:00	矢野産業(株)日向碎石工場
15	火薬店	平成29年 2月13日(月)	13:00	(有) 石川銃砲火薬店
16	火薬店	平成29年 2月14日(火)	10:00	井上銃砲火薬店
17	火薬店	平成29年 2月16日(木)	10:00	上村銃砲火薬店
18	火薬店	平成29年 2月20日(月)	11:00	県漁連
19	銃 砲	平成29年 2月22日(水)	10:00	(有) 遠山銃砲火薬店
20	銃 砲	平成29年 2月22日(水)	11:00	井内金物店銃砲カヤク部
21	銃 砲	平成29年 2月23日(木)	11:00	水間銃砲火薬店
22	火薬店	平成29年 3月27日(月)	10:30	後藤銃砲火薬店

2. 火薬関係講習会の日程について（今年最後の講習会です。）**(1) 責任者及び従事者保安講習会**

月 日	曜	開催地	講習会場	講習時間
12月15日	木	宮 崎 市	宮 崎 県 建 設 会 館	13:00～17:00

(2) 再教育講習会

月 日	曜	開催地	講習会場	講習時間
12月15日	木	宮 崎 市	宮 崎 県 建 設 会 館	10:00～17:00

※火薬類保安手帳(黒手帳)の有効期間内に保安講習を受講しなかった方は、再教育講習を受講して、新たに保安手帳の交付申請をすることになります。

従事者手帳(黄色手帳または青色手帳)の有効期限内に従事者講習を受講しなかった方は、新たに従事者講習を受講して新たに従事者手帳の交付申請をすることになります。

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（10月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

(単位:件、百万円)

I. 全般の状況

年 度	当 月				累 計			
	件数	増減率	請負金額	増減率	件数	増減率	請負金額	増減率
平成28年度	445	▲22.3%	11,415	▲19.2%	2,735	13.9%	81,802	13.9%
平成27年度	573	▲3.9%	14,134	▲10.3%	2,401	▲19.5%	71,804	▲28.8%
平成26年度	596	▲1.0%	15,761	▲1.0%	2,984	▲5.6%	100,827	▲16.7%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比（以下同じ）

II. 発注者別の状況

(単位:件、百万円)

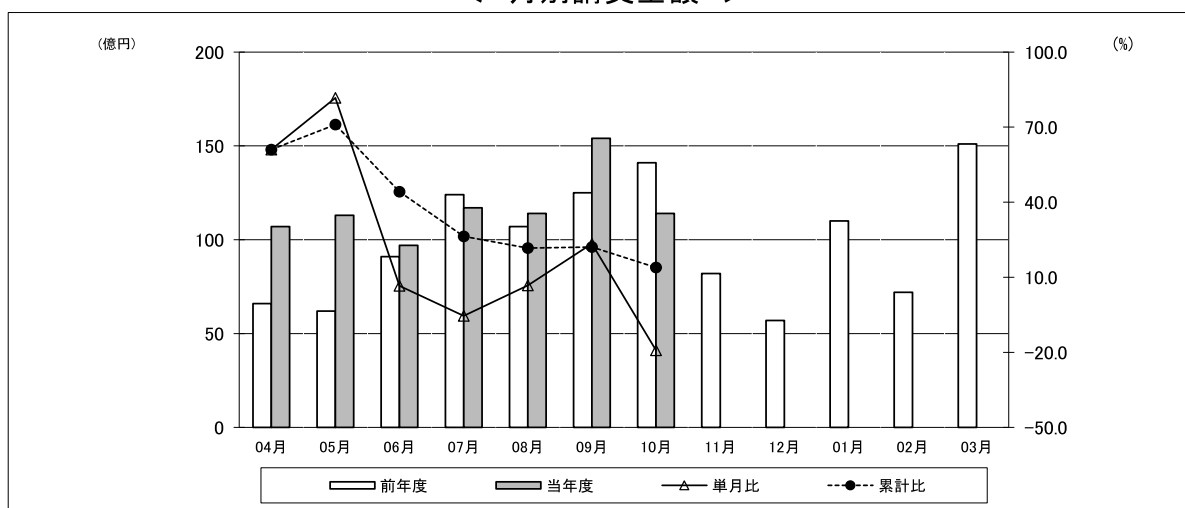
発注者区分	当 月				累 計			
	件数	増減率	請負金額	増減率	件数	増減率	請負金額	増減率
国	21	▲19.2%	1,299	33.4%	192	2.1%	17,473	29.8%
独立行政法人等	1	▲75.0%	10	▲97.1%	14	▲12.5%	2,904	25.8%
県	145	▲19.9%	3,993	▲25.7%	1,031	21.4%	27,555	14.4%
市町村	268	▲24.3%	5,667	▲21.4%	1,472	11.6%	32,372	11.1%
その他	10	25.0%	445	100.1%	26	▲10.3%	1,496	▲46.7%
計	445	▲22.3%	11,415	▲19.2%	2,735	13.9%	81,802	13.9%

III. 地区別の状況

(単位:件、百万円)

地 区	当 月				累 計			
	件数	増減率	請負金額	増減率	件数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	80	▲33.3%	2,253	▲30.8%	531	7.7%	19,994	23.8%
日 南	25	▲3.8%	426	▲29.3%	195	21.1%	6,098	▲19.6%
串 間	16	▲30.4%	176	▲40.2%	110	▲6.8%	2,361	▲7.6%
都 城	68	▲4.2%	2,097	25.4%	347	19.7%	11,468	19.6%
小 林	45	▲34.8%	975	▲44.1%	296	17.9%	8,547	24.1%
高 岡	23	21.1%	761	▲13.1%	103	21.2%	2,677	25.7%
西 都	39	25.8%	617	73.2%	177	28.3%	3,362	▲8.0%
高 鍋	16	▲48.4%	872	▲3.4%	130	▲1.5%	3,283	▲17.2%
日 向	57	▲30.5%	1,497	▲33.7%	420	28.4%	11,235	38.2%
延 岡	34	▲12.8%	1,095	23.2%	193	▲2.5%	7,433	23.6%
西臼杵	42	▲32.3%	640	▲49.6%	233	12.0%	5,340	3.9%
計	445	▲22.3%	11,415	▲19.2%	2,735	13.9%	81,802	13.9%

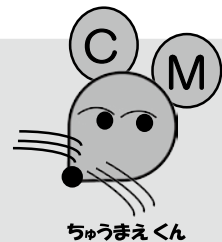
< 月別請負金額 >



2. 中間前払金制度のご案内

**御社の工事には
“ちゅうまえ”がついている！**

中間前払金制度のご案内



ちゅうまえくん

西日本建設業保証株式会社

工期の半分が経過し、工事出来高が 50%を超えていれば、当初の前払金（請負金額の 40%）に加えて、さらに 20%の中間前払金を受け取ることができます。

※対象条件は発注者によって異なります。詳しくは弊社までお問い合わせください。

例えば請負金額5000万円の場合・・・

1000万円が即利用可能！保証料はわずか6500円！

手続きの流れ

発注者へ「認定請求書」を提出

発注者より「認定調書（通知書）」が交付

保証会社へ保証申込み

「保証証書」を発注者へ提出

発注者より中間前払金が入金～ご利用

安い！

保証料率0.065%！
借入利息より
はるかに安い！

”ちゅうまえ”
3つのメリット

便利！

簡単手続きで払出OK！
入金後すぐ利用
できます。

簡単！

簡便な出来高検査！
煩雑な資料作成も
不要！

保証申込に必要な書類

・保証申込書・前払金使途内訳明細書・認定調書（通知書）

お申し込み・お問い合わせは・・・

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店（担当：佐田・西川）

TEL 0985-24-5656

FAX 0985-20-1167

平成28年度宮崎県内の中間前払金保証実績（平成28年10月末現在）

（単位：件、百万円）

発注者	件数	増減率	請負金額	増減率
国土交通省	3	<	852	<
宮崎県	62	37.8%	3,274	95.6%
宮崎市内	16	23.1%	391	2.8%
都城市	3	▲40.0%	159	▲11.5%
延岡市	7	16.7%	211	▲48.5%
日南市	2	100.0%	23	▲40.4%
小林市	2	▲50.0%	40	▲43.3%
西都賀町	1	<	20	<
綾高町	1	<	15	<
千穂町	2	<	228	<
日之影町	1	▲50.0%	39	▲11.8%
美郷町	1	0.0%	41	▲76.1%
椎葉村	2	<	8	<
宮崎大学	1	<	378	<
計	104	33.3%	5,685	82.5%

安い掛金！ 大きな補償！

建設共済保険

法定外労災補償制度



「建設共済保険」の
他にも、次のような
事業を行っています。

育英奨学事業

被災者（死亡および身体障害・傷病3級以上）の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

28年4月
スタート！

公益財団法人

建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15(虎ノ門NSビル)

■取扱機関：(一社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19

Tel. 0985-22-7171 FAX. 0985-23-6798

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

Tel. 03-3591-8451

建設共済保険

検索